

岡山県時短要請協力金(第9期)

要請地域:岡山県全域 要請期間:令和4年2月21日(月)から令和4年3月6日(日)

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業の「認証店」と「認証店以外」で内容が異なります

支給要件	認証店	認証店以外
支給要件 (全てを満たすこと)	<ol style="list-style-type: none">食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後にあつては第55条)に基づく飲食店又は喫茶店(以下「飲食店等」という。)の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケ店を含む)(令和4年2月20日(日)以前から営業しており、かつ、令和3年10月以降に継続的な営業活動をしている飲食店等に限る(※1))次の①又は②のいずれか一方を選択し、協力すること。(※2)<ol style="list-style-type: none">通常の営業時間が5時~21時を超えている飲食店等は営業時間を5時~21時までに短縮し、かつ、酒類の提供は、11時~20時までとすること(利用者による酒類の店内持込み含む)通常の営業時間が5時~20時を超えている飲食店等は営業時間を5時~20時までに短縮し、かつ、酒類の提供は行わないこと(利用者による酒類の店内持込み含む)要請期間中の全ての日において、裏面「飲食店等への要請」の「要請内容」に全面的に協力すること(※3)岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと	<ol style="list-style-type: none">食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後にあつては第55条)に基づく飲食店等の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケ店を含む)(令和4年2月20日(日)以前から営業しており、かつ、令和3年10月以降に継続的な営業活動をしている飲食店等に限る(※1))通常の営業時間が5時~20時を超えている飲食店等は、営業時間を5時~20時までに短縮し、かつ、酒類の提供は行わないこと(利用者による酒類の店内持込み含む)要請期間中の全ての日において、裏面「飲食店等への要請」の「要請内容」に全面的に協力すること(※3)岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

- ※1 継続的な営業活動とは、店内での飲食提供を目的に継続的に開店していることをいう(申請時に確認資料の提出を想定)。
- ※2 原則として、当初の選択を要請期間中は継続すること。また、要請期間中に認証を取り消された場合、全期間協力金の支給対象外となる。
- ※3 **2月21日(月)から協力を開始すること(猶予期間は設けていません)**

支給額等 (1店舗あたり)	協力内容	協力金の単価(1日あたりの支給額)	
		中小企業等 (売上高方式)	大企業(売上高減少額方式) ※中小企業等も選択可
認証店	通常の営業時間が5時~21時を超えている飲食店等 ・営業時間を5時~21時までに短縮 ・酒類の提供は11時~20時まで	2.5~7.5万円 (前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高減少額×4割 (上限額:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割のいずれか低い額)
	通常の営業時間が5時~20時を超えている飲食店等 ・営業時間を5時~20時までに短縮 ・酒類の提供は行わないこと	3~10万円 (前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高減少額×4割 (上限額:20万円)
認証店以外	通常の営業時間が5時~20時を超えている飲食店等 ・営業時間を5時~20時までに短縮 ・酒類の提供は行わないこと	3~10万円 (前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高減少額×4割 (上限額:20万円)

上記の表は、協力内容と協力金の額との関係をだまかに整理したものです。実際の支給は支給要件全てを満たす必要があります。

- ※ いずれの方式も、売上高(消費税及び地方消費税を除く)から要請の対象外となる売上(イトイン以外(テイクアウト、宅配など)、旅館・ホテルの飲食店等における宿泊者の飲食代など)を除くこと
- ※ 1日あたりの売上高としては、令和2年2月又は令和3年2月を参照します(参照年月については今後変更することがあります)。
- ※ 通常の営業時間が5時~21時を超えており、全期間協力にに応じている認証店が、1日でも営業時間を5時~21時までに短縮し、かつ、酒類の提供は11時~20時までとした場合、協力金の単価は、全期間2.5万円~7.5万円となります。要請期間中に認証店となった場合や認証を取り下げた場合も同様です。

<協力金に関すること>

岡山県時短要請協力金コールセンター
TEL 086-226-7005 (平日9:00~18:00)
※2月19日(土)及び20日(日)は受付(9:00~17:00)

<第三者認証に関すること>

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業事務局
TEL 086-222-5611 (平日9:00~17:00)
※2月19日(土)及び20日(日)は受付(9:00~17:00)

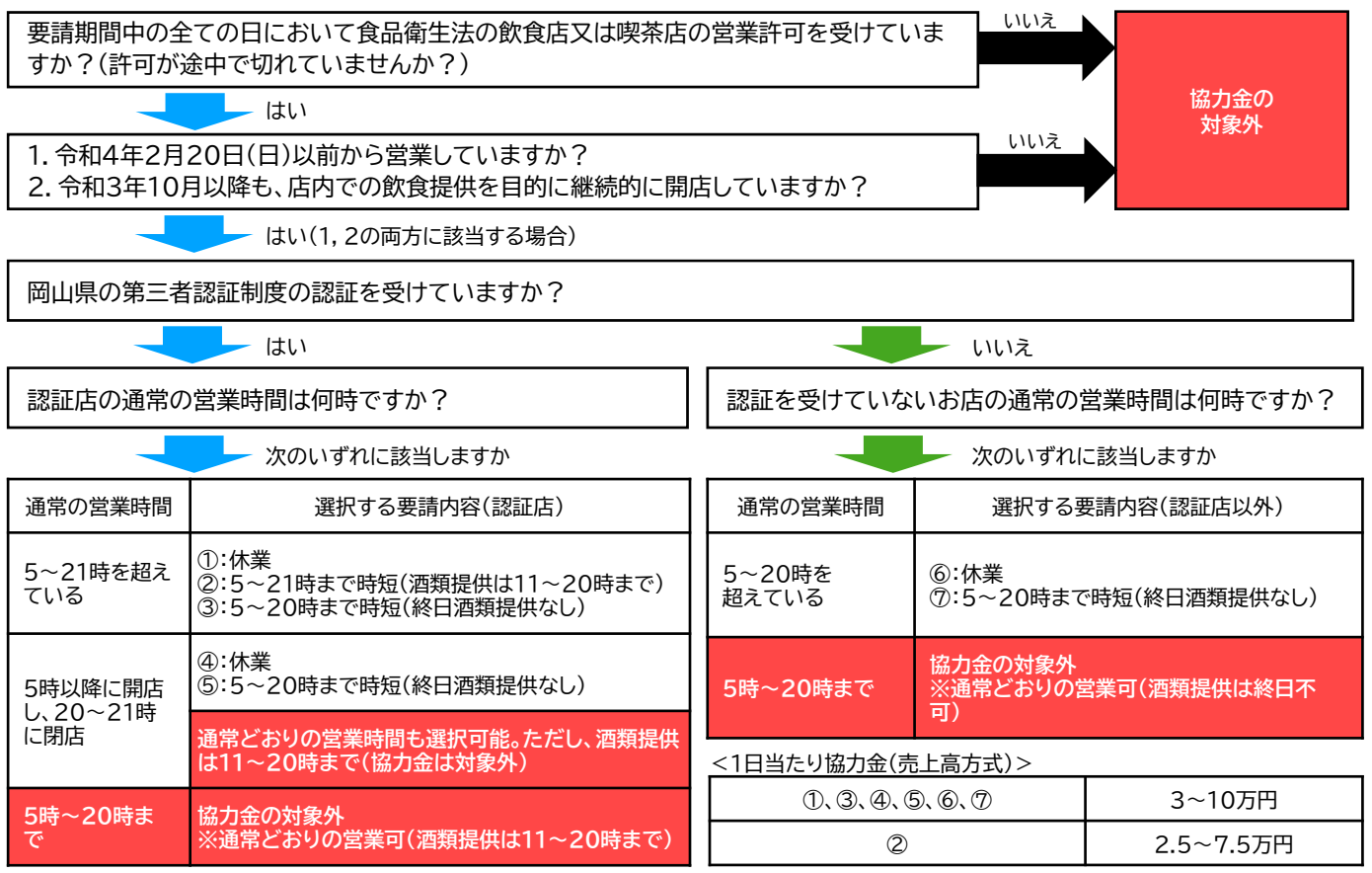
飲食店等への要請

対象施設
 【飲食店】 飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く)
 【遊興施設】 接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
 【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場等

要請内容
 [特措法第31条の6第1項に基づくもの] **命令、過料の規定あり**
[認証店]
 ①または②のいずれか一方とすること
 ① ○営業時間の短縮(通常21時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から21時までに短縮)
 ○酒類の提供は11時～20時までとすること(利用者による酒類の店内持込みを含む)
 ② ○営業時間の短縮(通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮)
 ○酒類の提供は行わないこと(利用者による酒類の店内持込みを含む)
 ※通常営業時間が20時を超え21時までの店舗は、通常どおりの営業時間を選択することも可能だが、酒類提供は11～20時までとすること(協力金対象外)
[認証店以外]
 ○営業時間の短縮(通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮)
 ○酒類の提供は行わないこと(利用者による酒類の店内持込みを含む)
 [特措法第24条第9項に基づくもの]
 ○同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下(乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く)とすること
 ※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しない
 ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)
 ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置を徹底
 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第5条の5各号の措置を徹底
 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底

※ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、「飲食店等への要請」の対象外です。

岡山県時短要請協力金(9期)支給対象判定フロー図



申請方法

<受付開始時期> 令和4年3月中旬予定
 詳しくはホームページをご覧ください。詳しくはホームページをご覧ください。詳しくはホームページをご覧ください。

